

場合は金拾圓の罰金を支払ふこと

第三條 早出遅出の時間に對し遅刻を致したる場合は又は右出勤に對し缺勤したる場合は

一、早出遅刻に對し 金一圓

一、遅届缺勤に對し 金二圓

右の罰金を支払ふことに異存なきこと

但し時間内(出勤時間)に書面を以て通知あるはこゝ限りにあ
らむ

5. 4. 2
1111

勞務第九四七號

昭和五年三月三十一日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 吉田茂 殿

新川ライト工業所勞働争議ニ関スル件(本年一解決)

要旨
一、事業不振、為毎日罷業日八休ミトモタルに端發シ職制、於ハ強硬ナル態度を示シ、一ニ協同體とな
ス、又、午後六時同休業、其他、略件、三月二十七日評決す
二、本争議、昔、警視總監、丸山鶴吉、在リ、夫、序、す

争議發生ノ場所

府下荏原郡世田谷町三〇一ニ番地

三三三三三三
①